

## 漢初の郡国廟と入朝制度について：漢初郡国制と血縁的紐帯

杉村，伸二  
福岡教育大学

<https://doi.org/10.15017/25852>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 37, pp.1-23, 2009-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 漢初の郡国廟と入朝制度について

## —漢初郡国制と血縁的紐帯—

杉村 伸二

### はじめに

漢代における漢朝と諸侯王との関係を考えると、重要な意味を持っているとされながら、その制度的な意図や成立の背景の不明なものがある。それが本稿で取り上げようとする、郡国廟と諸侯王の入朝制度である。

郡国廟についてはすでにいくつかの先行研究があり、おもに礼制面からの議論がなされているが、制度的にはいまだ不明な点も多い。一方の諸侯王入朝制度については、史書に幾つかの記事が散見されるものの断片的で要領を得ず、これについて専門に論じたものは管見のかぎり見当たらない。こうした状況により、この二つの制度についてはいずれも、制度開始の意図や歴史的な位置づけなど、不明な点が多い。

漢帝国が成立した当初より、天下は漢朝と諸侯王国とを併存した郡国制によって統治された。それは直接的には項羽による軍功封建を継承しているが<sup>1)</sup>、高祖劉邦が、異姓諸侯王の肅清を進めると同時に同姓の諸侯王を封建することで、あらためて宗室諸侯王とともに漢帝国を分割統治する体制として導入されたのである<sup>2)</sup>。この宗室諸侯王による郡国制という統治体制のもとでは、皇統と宗室諸侯王との血縁的紐帯こそが、その統治体制の安定的な維持に最も重要な要素

であるといえよう。

このように考えるならば、郡国廟と諸侯王入朝制度は、ともに宗室劉氏や諸侯王国に関する制度であり、漢初郡国制における皇帝と宗室諸侯王との關係を考える上で、有用な補助線となり得るものである。また裏を返せば、これまでの制度的な位置づけの不明であった二つの制度について、皇統と宗室との關係やその血縁的紐帯という要素から見るとで、あらたな視座が得られるかもしれない。

以上のような問題意識のもとに、以下ではまず郡国廟と諸侯王入朝制度の制度的な特徴やその機能について検討する。そのうえで、この二つの制度の成立の背景と漢初におけるこれら制度の歴史的な意義について考えてみたい。

## 一 郡国廟について

### (1) 郡国廟設置の経緯

先述のとおり、郡国廟についてはすでにくつかの研究がなされている<sup>13)</sup>。絶対量の少ない郡国廟に関する史料はすでにそれらで紹介されており、基本的な事柄もおおよそ明らかにされている。ここでは郡国廟の機能を知るために、それら先行研究に拠りつつ、郡国廟の設置された時の諸侯王の状況を把握するとともに、漢初の郡国廟設置の経過を今一度確認しておく。

郡国廟とは、高祖の父の太上皇、高祖、文帝、武帝の廟を、王国の国都や行幸先の郡に置いたものである。その後、前漢元帝の時にいたって儒家の礼制にそぐわないとして廃止される。この間の郡国廟の沿革に関する記述は、『漢書』韋賢伝に載せられている、息子韋玄成の伝に、最もまとまった記述がある。中でも次の一文がその概略を述べている。

初、高祖時、令諸侯王都皆立太上皇廟。至惠帝尊高帝廟為太祖廟、景帝尊孝文廟為太宗廟、行所嘗幸郡国各立太祖、

太宗廟。至宣帝本始二年、復尊孝武廟為世宗廟、行所巡狩亦立焉。凡祖宗廟在郡国六十八、合百六十七所。

〔漢書〕章賢伝)

初め高祖の時に、諸侯王の都に太上皇廟を立てさせた。惠帝の時には高帝廟を尊んで太祖廟とし、景帝は孝文廟を尊んで太宗廟とし、かつて行幸された郡国に各おの太祖、太宗廟を立てた。宣帝の本始二年には、孝武廟を尊びて世宗廟とし、巡狩された場所にまた廟を立てた。祖宗廟の在る郡国はすべてで六十八、合せて百六十七個所である。先にまとめた郡国廟の設置とその沿革は、おおよそこの記述によるものである。ではそれぞれの廟の設置状況について見ていこう。

最初の郡国廟である太上皇廟は、太上皇の薨去の翌月、高祖十年（前一九七）八月に設置された。

八月、令諸侯王皆立太上皇廟于国都。〔漢書〕高帝紀下)

八月、諸侯王に命じて太上皇廟を王国の都に立てさせた。

先ほどの韋玄成の言にあるとおり、最初の郡国廟である太上皇廟は諸侯王国の都にのみ設置されたようである。当時は未だ異姓の諸侯王が在位中で、淮南王黥布、梁王彭越、燕王盧綰、長沙王吳臣の四王がおり、荊王劉賈、楚王劉交、齊王劉肥、趙王劉如意の四人の同姓諸侯王と併せて八王が立っていた。この八王の都である、六（淮南）、定陶（梁）、薊（燕）、臨湘（長沙）、吳（荊）、彭城（楚）、臨菑（齊）、邯鄲（趙）の八都市に太上皇廟が置かれたことになる。

続いて設置されたのは高祖廟である。高祖廟は惠帝元年（前一九四）に設置された。それは、

令郡諸侯王立高廟。

〔漢書〕惠帝紀)

郡と諸侯王に命じて高廟を立てさせた。

という簡単な表現で記されている。これに「郡諸侯王」とあるのからすれば、高祖の廟は、王国の都のみならず漢の直轄郡にも設置されたことになる。この時の諸侯王はすでに長沙王の吳臣を除いてすべて宗室劉氏となっていた。そのうち楚王劉交、吳王劉濞の二人は高祖の弟と甥であるが、それ以外の齊王劉肥、淮陽王劉友、梁王劉恢、淮南王劉長、燕

王劉建、趙王劉如意の六人はいずれも高祖の皇子であった。

次に郡国に建立されたのは文帝の廟である。文帝廟は、文帝崩御後すぐに景帝によって立てられている。景帝元年（前一五六）十月、景帝が文帝の功徳を顕彰するための礼儀次第を下問し、それに対して丞相申屠嘉らが答えて次のように述べている。

臣謹議、世功莫大於高皇帝、徳莫盛於孝文皇帝。高皇帝廟宜為帝者太祖之廟、孝文皇帝廟宜為帝者太宗之廟。天子宜世世獻祖宗之廟。郡国諸侯宜各為孝文皇帝立太宗之廟。

〔漢書〕景帝紀

臣が謹んで議論しましたところ、これまで功績では高皇帝より大であるものはなく、徳では孝文皇帝より盛んであるものではありません。そこで、高皇帝廟は帝者の太祖の廟とし、孝文皇帝廟は帝者の太宗の廟とすべきです。天子は代々、祖宗の廟をたてまつるべきです。郡国諸侯には孝文皇帝のために太宗の廟を立てさせましょう。

この時、高祖を太祖、文帝を太宗とし、同時に文帝廟を「郡国諸侯」の地に建立することが決められたのである。「郡国諸侯」という表現は少し違和感があるが、高祖廟建立の際とあわせて考えれば、直轄郡と諸侯王国の国都と見るべきだろう。また先の韋玄成の言には、この時、高祖と文帝の行幸先にもそれぞれの廟を設置したとあったが、ここではそれについては記述がなく、いずれが正しいかは判断がつかない。当時の諸侯王を確認しておく、最後の異姓諸侯王だった長沙王呉著が文帝後七年（前一五七）に薨去しており、すべての諸侯王が宗室となっていた。このときの劉氏の諸侯王は十六人。景帝の兄弟は梁王劉武が残るのみで、甥の代王劉登が文帝由来の諸侯王である。一方、斉王家の斉王劉将閔、城陽王劉喜、濟北王劉志、濟南王劉辟光、菑川王劉賢、膠西王劉卬、膠東王劉雄渠の七人、淮南王家の淮南王劉安、衡山王劉勃、廬江王劉賜の三人というのが複数の諸侯王を出している有力な王家である。あとは呉王劉濞、楚王劉戊、趙王劉遂、燕王劉嘉の四人の諸侯王がいた。

武帝の郡国廟は宣帝の本始二年（前七二）に立てられており、文帝廟の建立から八十年以上も経っていた。この時の宣帝の詔には、

六月庚午、尊孝武廟為世宗廟、奏盛徳、文始、五行之舞、天子世世獻。武帝巡狩所幸之郡国、皆立廟。

〔漢書〕宣帝紀

夏六月庚午、孝武廟を尊んで世宗廟とし、盛徳、文始、五行の舞を奏し、天子は代々これをたてまつる。武帝が巡狩して行幸した郡国にはすべて廟を立てよ。

とあつて、武帝の廟は天下の郡国に置くのではなく、武帝が巡狩で訪れた地に設置する、とされている。この時には、劉氏諸侯王の国が十八ほどあつたが、諸侯王国全てに建立されたわけではなかつたようである。

以上、太上皇、高祖、文帝、武帝それぞれの郡国廟建立の記述と、その時の諸侯王の状況について確認してきた。史料的な問題からその沿革は未だ不明な点が多い。韋玄成の言には、「凡そ祖宗廟の郡国に在るもの六十八、合せて百六十七所なり」とされており、一郡、一国にそれぞれ一つの廟ということではなかつたと考えられる。さらに文帝廟や武帝廟が建立されたときのように新たに郡国廟が置かれた際に、太上皇廟や高祖廟も同時に置かれたのか、ということについても判然としない。『漢書』武帝紀には、建元六年（前一三五）に遼東の高祖廟が火災にあつたという記述があり、遼東郡にも高祖廟が建立されていたことがわかる。しかし、高祖廟が置かれた当初、遼東郡は燕国の郡であり、燕の国都は漁陽郡の薊であつたので、当初は遼東にはおかれなかつた可能性が高い。すると、その後には置かれることになつたということになるが、それがどの時期に置かれたのかは不明である。

また、なぜ恵帝、景帝、昭帝の郡国廟が建立されなかつたのか、さらには、これほどの数が置かれた郡国廟に対して、実際に郡や諸侯王国でどのように祭祀されていたのかといった、具体的な状況などは、それを語る史料は全く不明とせざるを得ない。

## (2) 郡国廟の機能についての見解

漢初の郡国廟設置の意図やその意義については、従来の研究で様々な意見が出されている。設置の意図を探る上で手がかりとされているのは、先ほども紹介した『漢書』韋賢伝の中にある、元帝の以下のような詔である。

朕聞、明王之御世也、遭時為法、因事制宜。往者天下初定、遠方未賓、因嘗所親以立宗廟、蓋建威銷萌、一民之至權也。

朕はこう聞いている、「名王が世を統治するには、時にはよつては法を、事にあつては宜しきを制す。むかし天下が初めて定まりしとき、遠方は未だ服していなかつた。だから親しき所に宗廟を立てたのは、およそ威を建てて（乱の）萌しをけし、民を一つにするための至権である」と。

ここで示される元帝の郡国廟に対する理解は、漢初において未だ完全には服属していない地方の民心を一つにするためであった、というものである。この元帝の発言に沿つた見解を示すのが、守屋美都雄氏である。守屋氏は、郡国廟の制度を、家族制度上の慣習が政治的に利用されている一例と理解し、本来ならば礼に反しているが、それを政治的に利用し、漢の実質支配領域の発展に平行して地方の統一強化の方策として設置された、としている<sup>35</sup>。また、本来家族内の制度であつたものを天下全土に敷衍するということから、天下の諸家を漢家のもとに統合して一家としようという意図のもとに設置されたのでは、と推測するのは板野長八氏である<sup>36</sup>。板野氏の見解も「民を一にする」という元帝発言にそつたものであろう。近年では、宗廟制度という側面に注目した鷲尾祐子氏が、漢初期の宗廟は国家統合の象徴であつたとし、その宗廟を郡国に設置することで地方に忠順を誓わせる目的があつた、としている。これらの見解はいずれも、劉氏家族内の制度であるはずの宗廟を帝国全土に拡大させたもので、民心に直接的に働きかける天下支配のモニュメントとして捉えている。

一方で、地方を中央につなぐという基本的な見解を共有しながらも、郡国廟の宗廟祭祀という面に注目し、宗室劉氏

の一族内における効用を評価する意見もある。鷲尾氏は太上皇廟の設置のみに限って言えば、同姓の結集のために宗室の起点であった太上皇の廟を各地に設置したのではないかと推測、当初の郡国廟設置の意図を同族結集のために家族の紐帯を利用しようとしていた、とする<sup>10</sup>。また保科季子氏も、太上皇廟、高祖廟については、地方に散らばった劉氏一族に、ともに祖宗を祭らせようという意図のもとに立てられた可能性を指摘している<sup>11</sup>。これらは、宗廟が本来持っている家族内における機能を重視し、同じ「地方」でも、統治者である諸侯王に着目し、宗室劉氏の血縁的紐帯を確認し強化しようという意図のもとに、郡国廟が設置されたとするものである。漢初の郡国制が諸侯王による分割統治であったことを考えるならば、郡国廟を王国にも設置することによって、統治分担者たる劉氏諸侯王にその血縁的紐帯を確認させ、分割された天下を宗主たる皇帝の下につなぎとめようとしたというのは十分に考えられる。ただ、この見解は、諸侯王が実際に地方の統治権を保有していた漢初に限られるものともいえよう。

以上のように、郡国廟の機能についての見解は、宗廟によって中央と「地方」とを結びつけようとしたという点を共有しつつ、その対象を地方の民衆とみるか、統治する諸侯王とみるかという点で見解が分かれている。ただ後者の見解が太上皇廟や高祖廟という漢初の郡国廟についてのものであることからわかるように、この二つの見解は時間による変化と捉えられそうである。この点については、保科氏の指摘が正鵠を射ていると思われる。すなわち郡国廟は、当初は劉氏一族の結集のために設置されたが、景帝から武帝期にかけて中央集権的支配を強めていく過程で、そうした性格は薄れてゆき、武帝廟が行幸した郡国に立てられるに至って、皇帝の權威を全国に示す象徴となった、というものである<sup>12</sup>。このように二つの見解を時間による変化と捉えれば、郡国廟の機能について無理なく理解できるだろう。これに従って郡国廟の機能とその変化についてまとめると次のようになる。

郡国廟の基本的な機能とは、地方の民衆やその統治者である諸侯王を中央の皇帝につなぎとめ、漢の皇帝による天下の支配を裏付けるためのものであったといえる。漢初には統治分担者として異姓諸侯王や宗室劉氏諸侯王と漢皇帝との関係を重視し、その結節点であった太上皇や高祖の宗廟祭祀を諸侯王国に分置することで、統治者集団としての紐帯を維

持させようとしていた。その後、漢の皇帝による中央集権的支配が強化されていく中で、郡国廟の持つ宗室に対する機能は薄まり、皇帝の全国支配を象徴する「モノユメント」としての性格を強めていくことになった。そして最終的には、元帝の時に、礼制に反するという事で廃止され、郡国が分有していた祖先祭祀権は皇帝のもとに一元化されることになったのである。

## 二 諸侯王入朝制度について

### (1) 漢代の諸侯王入朝制度

漢代における諸侯王の入朝に関して、その制度的なあり方を伝えるのは、『史記』梁孝王世家に附された褚少孫の補遺である。

又諸侯王朝見天子、漢法凡当四見耳。始到、入小見。到正月朔旦、奉皮薦璧玉賀正月、法見。後三日、為王置酒、賜金錢財物。後二日、復入小見、辞去。凡留長安不過二十日。小見者、燕見於禁門内、飲於省中、非士人所得入也。……(略)……今漢之儀法、朝見賀正月者、常一王與四侯俱朝見、十餘歲一至。〔史記〕梁孝王世家附褚少孫補遺)

諸侯王が天子に朝見する場合、漢法では四たび謁見する。到着してまず小見を行う。正月元日には、宝物を捧げて正月を祝い法見する。その三日後には天子は諸侯王を招いて酒宴を催し、財貨財物を賜与する。その二日後に諸侯王はふたたび小見し、暇乞いをして長安を去る。おおよそ長安に滞在するのは長くても二十日は過ぎない。小見とは禁門内で謁見して省内で酒宴を開き、士人はこの場に入ることはできない。……今、漢の儀礼では、入朝して正月を祝う場合は、つねに諸侯王一人と四人の列侯とがともに朝見し、十余年に一度しか入朝しない。

これによれば、諸侯王が来朝した際には、合計四回皇帝に謁見することになっていた。小見とは私的な謁見であり、法見とはそれに対する公式の謁見であろう。これらの儀礼を行うために、諸侯王は元旦をはさんで前後二十日の間、長安に滞在した。さらに、この正月の来朝の際、諸侯王一人と列侯四人が一緒に朝見することになっている。そして諸侯王はおおよそ十年に一回のペースで来朝する決まりであったという。褚少孫は元帝・成帝期の博士であり、おそらくはその時期の入朝制度について述べたものである。

ただ、来朝のペースについては褚少孫の説とは異なる内容を示す史料もある。

即因使者上書、請比内諸侯、三歳一朝、除辺関。

〔『史記』南越列伝〕

（南越王は）使者を遣わして上書し、内諸侯になぞらえて、三年に一度入朝し、辺境の関所を除くことを請うた。

これは、武帝の元鼎四年（前一二五）に、南越王が漢に服属するときのことである。南越王は「内諸侯」すなわち漢の諸侯王と同様に、三年に一度は入朝すると言っており、先ほどの褚少孫の説く入朝制度とは一致しない。それでは、実際には諸侯王の入朝がどのような頻度で行われていたのかについてみてみよう。

## （2）実際の入朝事例

漢初における諸侯王の入朝事例については、『史記』漢興以来諸侯王年表（以下「年表」と略す）に記録されている。「年表」中に「来朝」とあるのがそれである。「年表」には、高祖元年（前二〇六）から武帝の太初四年（前一一〇）まで記事があるが、「年表」以外にも史書の本文中に時折、諸侯王の来朝に関する記事が現れている場合もある。

「年表」に記されている入朝事例の信頼性であるが、例えば文帝の皇子で梁の孝王劉武の場合、「年表」によれば、梁王在位中の、十四年（前一六五）、十八年（前一六一）、二十一年（前一五八）、二十四年（前一五五）、二十五年（前一五四）、二十九年（前一五〇）、三十一年（前一四八）、三十五年（前一四四）の欄に「来朝」と記されているが、『史

記』梁孝王世家には、

梁王十四年入朝。十七年、十八年、比年入朝留、其明年、乃之国。二十一年入朝。廿二年、孝文帝崩。二十四年入朝。二十五年復入朝。

梁王はその十四年に入朝した。十七年と十八年は、二年続けて入朝して留まり、その翌年に封国にもどった。二十一年に入朝した。二十二年に孝文帝が崩御した。二十四年に入朝し、二十五年に再度入朝した。

とあって、「年表」には梁孝王十七年の入朝は記述を欠いているが、ほぼ世家の記述と符合している。このことから、「年表」にはいくつかの欠落はあっても、おおむね正確に入朝記事を拾っていると考えられる。この例のように本文中の記述で補えるところは補ったうえで、あらためて太初年間までの諸侯王の入朝について検討してみよう。

まず、諸侯王の入朝の頻度を見ると、先ほど挙げたような「十余歳一至」、「三歳一朝」などの規則性はまったく見出せない。先に挙げた史料にも梁王劉武が「比年入朝」つまり二年続けて入朝しているが、二年続けて入朝している例はそれ以外にも幾つも見られる。それとは逆に、

十年以上空けて入朝している例や、江都王劉非のように二十八年もの在位の間に一度も入朝した記録のない者もいる。記載漏れの疑いは拭い切れないが、少なくとも、梁孝王世家の褚少孫補や南越列伝で語られるような規則性は、実際の入朝事例から看取されないということは確実である。また「二王四侯」の朝見といった規定についても、実際の入朝の事例からは確認できない。

これら以外に入朝回数などについて着目してみると、入朝回数の最も多いのは先ほど紹介した文帝皇子の梁孝王劉武である。彼は三十五年の在位期間中に十二回入朝している。梁王劉武が何度も入朝していたのは、景帝の実弟であり皇太后である竇太后とも親しかったからである。しかも劉武は入朝したまま長安に留まり、翌年にも朝見

表1 入朝回数上位者

国名	王名	在位年	入朝回数
梁	孝王劉武	35	12
中山	靖王劉勝	42	8
長沙	定王劉発	27	7
趙	敬肅王劉彭祖	55	7
菑川	懿王劉志	35	6
楚	安王劉道	22	5
濟北	武王劉胡	51	5

表2 入朝頻度上位者

国名	王名	時期	在位年	入朝回数	頻度
梁	孝王劉武	文・景	35	12	2.92
梁	彭越	高	6	2	3.00
楚	文王劉札	景・武	3	1	3.00
齊	悼惠王劉肥	高・惠	13	4	3.25
淮南	英布	高	7	2	3.50
長沙	定王劉発	景・武	27	7	3.86
燕	敬王劉沢	呂・文	4	1	4.00
楚	安王劉道	武	22	5	4.40
梁	懷王劉揖	文	10	2	5.00
中山	靖王劉勝	景・武	42	8	5.25
濟南	劉辟光	文	11	2	5.50
楚	元王劉交	高～文	23	4	5.75
淮南	厲王劉長	高～文	23	4	5.75
菑川	懿王劉志	文・景	35	6	5.83

することがあった。梁王世家の褚少孫の補遺が、「十年で一朝」という規定を記していたのは、こうした規定がありながら、頻繁に入朝する劉武を難じてのことだった。以下、入朝回数が多い者は、景帝皇子の中山王劉勝、長沙王劉発、趙王劉彭祖などである。こうしてみると、入朝回数が多い諸侯王は、景帝・武帝期の諸侯王に多い。ただ、入朝回数の多い諸侯王はそれなりに在位年数も長く、ある意味では入朝回数が多くなるのは当然のこととも考えられる。

光、菑川王劉志らは、文帝期以前に封建された諸侯王である。ここには挙がっていないが、呉王劉濞も文帝初期までに三度入朝している。劉濞は封建された高祖十二年（前一九五）から、在位十九年目の文帝三年（前一七七）までに三度入朝しており、それ以降、漢の朝廷とのいざこざから入朝を拒否している<sup>②</sup>。十九年で三度というのは比較的に多いといえるだろう。こうした机上の計算にはあまり意味がないかもしれないが、どうやら、漢初の諸侯王は少ない在位期間でありながら頻繁に入朝していたということは、一つの傾向として言えるのかもしれない。

以上、太初年間までの入朝記録から漢初の諸侯王入朝について検討してきたが、結局のところ、制度としての具体的な内容、すなわち南越王や褚少孫などの説く入朝の制度的な実施状況は見いだせなかった。このことは、先にみたような規定がありながらそれが守られていなかったのか、それともそうした規定自体が武帝期の中ごろ以降になって整備されてきたのか、いずれかの可能性が考えられるが、それを決定づけるような史料は残念ながら見られず、現段階では不明とせざるを得ない。

### (3) 諸侯王入朝の機能

以上のように、漢初における諸侯王入朝の制度的な詳細は不明ではあるが、次に諸侯王が入朝することになる意味があったのか、言いかえれば、諸侯王入朝制度のもつ機能について考えてみたい。そもそも諸侯を入朝させることは、漢以前の秦でも行われていた。それが次の事例である。

五十三年、天下来賓。魏後。秦使摎伐魏、取吳城。韓王入朝。魏委国聽令。

〔史記〕秦本紀

昭襄王の五十三年（前二五四）、天下の諸侯がやって来て服従した。魏は遅れ、秦は摎に命じて魏を討伐させ呉城を取った。韓王が入朝した。魏は国をあげて秦に委ねその命令に服した。

十年……齊趙来置酒。

〔史記〕秦始皇本紀

秦王政の十年（前二三七）、齊と趙がやって来て酒宴を催した。

秦がまだ天下を統一する以前、戦国七国の中で秦の優位が確立されつつある中で、秦は諸侯を入朝させている。これは諸侯に対して秦の優位を明確に示そうとする意味があった。つまり諸侯の入朝には、服属・恭順の意を示す機能があったということになる。おそらくこれが諸侯入朝の本来の意味であろう<sup>13)</sup>。この機能はもちろん漢代にも意識されており、呉王劉濞が太子毆殺事件以来、漢への入朝をやめたことに対して「藩臣の礼を失す」〔漢書〕荆燕呉伝とさ

れていることがそのことを物語っている。そもそも、一国の統治者である諸侯自らが、相手国に赴くということは、王の移動という具体的、可視的な行為を伴うが故に、服属を示す手段としては非常に効果的な「セレモニー」であったといえよう。漢代の諸侯王入朝も、直接的には戦国末期に行われていた諸侯の入朝を前例として行われていたであろうから、そこに漢朝の「藩臣」としての恭順の意を表す意味を持つていたことは当然と言えよう。

しかし、漢代の入朝には単に諸侯王が皇帝に恭順の意を表すだけではない、そのほかの機能もあったと考えられる。それは漢代における最初の諸侯王入朝のときからも窺える。

九年冬十月、淮南王、梁王、趙王、楚王朝未央宮、置酒前殿。上奉玉卮為太上皇寿、曰「始大人常以臣亡頼、不能治産業、不如仲力。今某之業所就孰予仲多」殿上群臣皆称万歳、大笑為樂。

〔漢書〕高帝紀下)

高祖九年（前一九八）十月に、淮南王、梁王、趙王、楚王が未央宮に入朝し、前殿で酒宴を催した。高祖は玉杯を捧げて太上皇の長寿を祝い「はじめ父上は常に私のことを頼りないとし、生業を立てることもままならず、仲兄におよばないとおっしゃっていました。今、私がなしたことを仲兄とではどちらがすぐれておりましようや。」と言った。殿上の群臣はみな万歳を唱え、大いに笑い楽しんだ。

諸侯王の入朝の際には公的な謁見の他に、私的な宴会が催されることはすでに確認しておいたが、漢代最初の朝見の時にもすでにそれが行われている。この時、高祖と太上皇を中心として、淮南王英布、梁王彭越、趙王張敖、楚王劉交が参加して酒が酌み交わされ、その場は高祖と太上皇とのやり取りで大いに盛り上がっている。その様子からは、とても和やかな雰囲気、酒宴が行われている印象を受ける。もちろん入朝という行為自体には、先述のように、諸侯王の漢朝への恭順を示す意味もあったに違いないが、こうした宴会を通じて、天下を分かちて統治する諸侯王同士がその結束を改めて強くしたということがあったとしても不思議は無い。翌高祖十年（前一九七）の十月歳首にも淮南王英布、梁王彭越、燕王盧縮、長沙王呉臣、荊王劉賈、楚王劉交、齊王劉肥が来朝しているが、その時も恐らくこうした宴会が催されたに違いない。

同じようなことは、恵帝二年（前一九三）の楚王劉交と斉王劉肥の入朝の際にも見て取れる。

二年、楚元王斉悼恵王皆来朝。十月、孝恵与斉王燕飲太后前。孝恵以為斉王兄、置上坐、如家人之礼。

〔史記〕呂后本紀

恵帝二年（前一九三）、楚元王と斉悼恵王が入朝した。十月に恵帝と斉王は呂后の前で宴会を開いた。恵帝は斉王に兄事し上座に置き家人の礼にならった。

ここでも、斉王劉肥と恵帝の兄弟が、母である呂太后とともに宴会を催している。この時には劉氏だけで、しかも兄弟同士ということもあって、恵帝は年長の斉王劉肥に兄事するなど、家族的な雰囲気のなかで宴会が行われている。もともとこの時は、恵帝が斉王に兄事している様子を見た呂后が激怒し、斉王が領土の一部を呂后の娘である魯元公主の湯沐邑として差し出すという事態に至っているが、結果はどうあれ入朝の際に皇帝と劉氏諸侯王が、家族的な雰囲気で親交を深めようとしていたことは間違いない。

このような機能は、時代が下り、諸侯王が統治権を持たなくなり、皇帝による一元的支配が完成したとされる武帝の時にも見られる。

建元三年、代王登、長沙王発、中山王勝、済川王明来朝、天子置酒、勝聞楽声而泣。問其故、勝对曰「……（略）」  
武帝建元三年（前一三八）、代王登と長沙王発、中山王勝、済川王明が入朝し、天子は酒宴を催した。中山王勝は楽の音色を聴いて泣いた。武帝がその訳を問うと、勝は答えて次のようにいった。「……（略）」

武帝の建元三年（前一三八）に、四王が来朝した。この時入朝した長沙王劉発と中山王劉勝は武帝の兄弟であり、代王劉登と済川王劉明は武帝の従兄弟にあたる。この時も武帝は四王とともに酒宴を催しているが、その時、中山王劉勝が楽声を聞いて泣き出した。劉勝は呉楚七国の乱以降、宗室への風当たりが強く、わずかな疵をつかれて罪に貶められている状況を嘆いて泣き出しており、それによって涙したのである。武帝に涙の理由を問われたこの後、劉勝はその思いを切々と語り、それを聞いた武帝は「諸侯の礼を厚くし、有司の奏する所の諸侯の事を省き、親親の恩を加」（同上）えること

にしている。『漢書』はこの話の後に、推恩の令によつて諸侯王の地がさらに小さく割かれていくことを記し、この場面を武帝のしたたかな行政手腕を示すものとしてしているが、推恩の令が行われたのはこれから十一年後の元朔二年（前一二七）のことであり、この話と直接結びつけるには無理がある。それよりもここから読み取るべきは、中山王劉勝が宗室の扱いについて皇帝に意見する場として入朝の際の酒宴を選んでいるという点である。そこでの意見が武帝に聞き入れられたのも、この入朝・置酒の場が皇帝と宗室との親交を深めるための場であり、その家族的な雰囲気、こうしたやり取りを成立させたのであろう。

このように、諸侯王の入朝の際には皇帝を交えた宗室同士で私的な酒宴が催され、そこでは一族として非常に親しい付き合いがなされていた。もちろん諸侯王の入朝には皇帝に対する服属恭順の意を示す意図もあったことは確かである。しかしその一方で、入朝の際に設けられる私的な酒宴をとおして劉氏一族としての絆を深めるといふ意味もあったと考えられる。先にみたように、頻繁に漢に入朝していたのは、漢初期の諸侯王であったが、漢初の諸侯王は天下を分割して統治する統治分担者であり、漢による天下の支配には彼らの結束が不可欠であった。彼らは入朝するたびに、皇帝と親密な会合をもつことで、統治分担者同士のつながりを再確認し、劉氏一族であればその血縁的紐帯を新たにしていたのである。

### 三 郡国廟・入朝制度の歴史的位位置づけ

ここまで漢初における郡国廟と諸侯王の入朝の制度的な側面について考察してきたが、残念ながらその制度的な実態や詳細は不明な点が多かった。そこで以下では、郡国廟や諸侯王入朝の制度の実態からは少し離れ、これらの制度の歴史的な位位置づけについて考え、そのうえで、あらためてこの二つの制度の機能と特徴について考えてみたい。

先述のとおり、諸侯の入朝は統一以前の秦にも見られたが、それ以前の春秋時代にも諸侯による「朝」が行われていた。『左伝』には朝聘に関する記事が散見され、春秋時代には、家臣を使者に立てて行う「聘」に対し、諸侯自らが行う外交を「朝」といった<sup>116</sup>。「朝」には、周王と諸侯との間で行われる朝見もあるが、それらの多くは諸侯間の外交に見られるものである。『左伝』文公十五年には、

諸侯五年再相朝以修王命、古之制也。

諸侯は五年に二度、お互いに朝見しあい周王の命を温めるが、それがいにしえの制度である。

とあり、ここでは諸侯同士がお互いに朝見することが「古制」とされている。こうした例からみると、春秋以前の「朝」には、単に諸侯自身が直接行う外交という意味しかなかったようである。そこには諸侯から天子のもとへという方向性は、さほど重視されていないように思われる。

こうした状況が、戦国以降になると少しずつ変化していく。戦国から漢初にかけて成立した書物の中にも、諸侯の入朝についての記述がしばしば見られるが、そこでは天子の巡狩と結びつく形で、諸侯の入朝が語られるようになるのである。たとえば『尚書』舜典には、天子が五年に一度巡狩するのに対し、四年に一度は諸侯のほうから入朝すると述べられている。

五載一巡守、群后四朝。

(天子は)五年に一回巡狩し、諸侯は四年に一回入朝する。

同様に、漢初に成立したとされる『礼記』王制篇にも、

諸侯之於天子也、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝。天子五年一巡守。

諸侯は天子に対して、二年に一回は小聘し、三年に一回は大聘し、五年に一回は入朝する。天子は五年に一回は巡守をする。

とあり、『尚書』舜典とは規則性にずれがあるが、やはり定期的な天子の巡狩と諸侯の入朝とが記されている。さらに

戦国中期に成立の『孟子』梁恵王章句下にも<sup>18</sup>、晏子の言として、天子の巡狩と諸侯の入朝とについて記されている。

天子適諸侯曰巡狩。巡狩者巡所守也。諸侯朝於天子曰述職。述職者述所職也。

天子が諸侯の領地に赴くことを巡狩というのである。巡狩とは守る所を巡るという意味である。諸侯が天子に朝見することを述職というのである。述職とは担当している職務内容について報告するという意味である。

ここでは諸侯の入朝が天子に対する職務報告であるといい、諸侯による定期的な入朝が、なかば義務としてとらえられている。その証拠に同じく『孟子』の告子下には、

一不朝則貶其爵、再不朝則削其地、三不朝則六師移之。

一回入朝しなければその爵位をおとし、さらに入朝しなければその領地を削り、三回入朝しなければ軍隊を差し向けるのである。

とあって、入朝義務を怠った諸侯に対しては懲罰が加えられ、最終的には軍事行動にまで及ぶとされている。つまり、戦国時代以降になると、天子の行う巡狩と諸侯による入朝とがセットとなって天下の支配秩序を實踐する制度として語られるようになる。とりわけ諸侯の入朝は、天子に与えられた封地の状況報告と自らの恭順の意を示す義務行為として言説化されていったのである。

戦国時代の中ごろより、周王朝による秩序に替わる新たな支配秩序が模索されていくが、その中で新たな領域観念として「天下」が登場した<sup>19</sup>。それと時を同じくして、戦国の各国では、百官や軍隊を従え巨大な国都を中心とした中央集権的な支配体制を整備されていく。その君主中心の集権体制が整備されればされるほど、国都を中心とした中央行政機構も肥大化していき、以前のように君主が頻繁に都をあげることは難しくなっていた。しかし、こうした状況にありながらも、聖王による巡狩とそれに対する諸侯の入朝は、あるべき新しい秩序の一つとして言説化されつつあった。松井嘉徳氏によれば、古代聖王による定期的な巡狩は、殷周の王が支配領域たる「四方」に対して行っていた田獵や適省といった行為の記憶と、戦国期の中央志向の支配者イメージとのせめぎあいの中から言説化されていったという<sup>19</sup>。

この言説化された古制としての巡狩、入朝を一つの手掛かりとして、あらためて漢代の郡国廟と入朝制度を見てみると、この二つの制度がそうした言説化された古制の実践として位置づけられるように思われるのである。

まず諸侯の入朝であるが、これは古制としての入朝を継承するものとして理解できるだろう。戦国秦に対して行われた諸侯の入朝は、あきらかに秦に対する服属の意を示す行為であった。戦国末期のこうした現実が、古制としての入朝制度の言説化に大きく影響していたらうことは言うまでもない。また漢代の諸侯王入朝に関していえば、南越王や褚少孫の述べる定期的な入朝制度は、まさしく『尚書』や『礼記』王制の記載通りに整備されたものと言える。これは皇帝と諸侯王とが存在する漢代郡国制の状況を踏まえ、改めて天子に対する定期的な服属儀礼として、入朝制度を整備したものと見えよう。つまり入朝制度の歴史的な展開は、次のようにまとめられる。戦国末期の秦の優位から周代の諸侯の入朝が服属儀礼として言説化され、その後、秦を受けた漢帝国においても、改めて古制としての入朝制度を継承し、しだいに定期的な入朝制度として整備された、と。

このように、漢代入朝制度の根幹にあるのは、皇帝に対して諸侯王が服属と恭順を示す一種のセレモニーとしての行為であったことは確かである。しかしその実態を見てみると、漢初においては定期的な入朝が行われてはいなかった。かわりに、この時期に重要な役割を果たしていたのが、入朝の際に行われた皇帝と諸侯王との私的な謁見・宴会であった。この入朝の際の私的な宴の場では、皇帝と諸侯王とが、親子・兄弟としての関係に戻り、あらためて一族としての絆を確かめ合っていた。漢初の郡国制は、宗室一族を諸侯王として封建し、血縁的紐帯によって諸侯王国の離反の危険性を最小限にしようとしたものであるが、その血縁的紐帯を確認する場として、入朝の際の私的な宴席が重要な意味を持っていたと考えられる。諸侯王が王国の統治権を失った武帝期にも、入朝の際に武帝とその兄弟が私的な宴席を開き、兄弟の親交を深める事例が確認できるが、この事例を最後にそうした記事は見られなくなる。おそらくはこのころより、皇帝専制支配のイデオロギー的な側面での整備が進み、入朝に関する制度も徐々に整備され、皇帝支配を演出するセレモニーとしての入朝制度が確立していったのだろう。

一方の郡国廟については、その歴史的系譜を示す直接的な史料はないが、ここでは入朝とセットであった巡狩との関わりを指摘してみたい。

巡狩とは、天子が天下をめぐり、各地で山川等の祭祀を執り行い、諸侯の領域を視察することで、天下の統治に実効性を与えるものである。しかし先述のように、戦国以来の国制の中央集権化とともに、君主の天下巡狩は困難になっていく。はじめて天下を統一した始皇帝は、言説化された古制にのっとり度重なる巡狩を強行した結果、その途上にて崩御した<sup>26)</sup>。皇帝が天下の領域を巡ることは、はじめて天下領域を統一した秦帝国の成立時点ではさほどに困難になつたのである。こうした状況は、秦を受け継いで成立した漢帝国においても同様であつただろう。武帝が大々的に行うまで、天子のおこなう儀礼としての巡狩が行われなかつたのは、専制国家として成熟途上にあつた漢帝国の現状が、皇帝の大規模な巡狩を許さなかつたからとも考えられる。

戦国から統一秦までの巡狩の役割について以上のように考えるならば、郡国廟のもつ皇帝の天下支配を象徴する「モニュメント」としての機能は、言説化された巡狩の機能を代替するものとして捉えられないだろうか。すでに天下を巡ることの困難であつた状況下で、天下の各地に劉氏の宗廟を置き、皇帝の分身たる諸侯王や在地の官吏たちに宗廟の祭祀を行わせたのには、天子自身が天下を経巡り当地で祭祀を行つた巡狩と同様の効果を狙つたものとも考えられる。前漢で唯一巡狩を行つた武帝の郡国廟が、その巡狩の行程と結び付けられていることは、こうした推測があながち誤りではないことを示唆してくれるだろう。つまり、郡国廟は歴史的には始皇帝の巡狩や、天下統治の「モニュメント」として置かれた刻石と同じ系譜に属するものだったのである。

ただ、郡国廟の天下支配の「モニュメント」としての働きは、おそらくその設置当初は、さほど意識されなかつた可能性もある。先に確認していたように、郡国廟が設置された漢初にはそうした機能よりもむしろ、劉氏一族の宗廟もつ本来の意味、すなわち一族の結節点としての太上皇や高祖の廟を諸侯王国に置くことで一族の絆をつなぎとめる、という意味合いのほうがより重要だつただろう。それは入朝と同様、郡国制による分割統治と同姓諸侯王の存在という漢

初独特の事情によるものだった。すなわち漢初の同姓諸侯王封建による統治体制を維持するための装置として、諸侯王の入朝とセットとして郡国廟が設置されたのではないだろうか。であるが故に、入朝制度の変化と同様に、皇帝支配体制が確立していくに従って当初の意味合いは薄れていき、やがて皇帝支配のモニュメントとして武帝の巡狩先と結び付けられながら天下全土に置かれていき、最終的には礼制にそぐわないものとして元帝期に廃止されるにいたったのである。

## おわりに

以上に見てきたように、漢代に行われた郡国廟と諸侯王の入朝制度は、歴史的な視点で見れば古制として言説化された巡狩・入朝の実践として位置づけられよう。しかしこの二つの制度が実際に開始された時には、そうした意識は希薄であり、むしろ皇帝と諸侯王との血縁的な紐帯を確認する装置として創設されたと考えられる。そこで、あらためてこの二つの制度が開始されたときの状況を見てみよう。

九年冬十月、淮南王、梁王、趙王、楚王朝未央宮、置酒前殿。上奉玉卮為太上皇寿、曰「始大人常以臣亡頼、不能治産業、不如仲力。今某之業所就孰與仲多」。殿上群臣皆称萬歳、大笑為樂。  
〔漢書〕高帝紀下

十年十月、淮南王黥布、梁王彭越、燕王盧綰、荊王劉賈、楚王劉交、齊王劉肥、長沙王吳芮皆来朝長樂宮。……七月、太上皇崩櫟陽宮。楚王、梁王皆来送葬。  
〔史記〕高祖本紀

八月、令諸侯王皆立太上皇廟于国都。  
〔漢書〕高帝紀下

高祖九年（前一九八）十月に、淮南王、梁王、趙王、楚王が未央宮に入朝し、前殿で酒宴を催した。高祖は玉杯を捧げて太上皇の長寿を祝い「はじめ父上は常に私のことを頼りないとし、生業を立てることもままならず、仲兄におよばないとおっしゃっていました。今、私がなした」と仲兄とではどちらがすぐれておりましようや。」と言

つた。殿上の群臣はみな万歳を唱え、大いに笑い楽しんだ。／翌年十月、淮南王の黥布、梁王の彭越、燕王の盧綰、荊王の劉賈、楚王の劉交、齊王の劉肥、長沙王の吳芮らが長樂宮に來朝した。……七月、太上皇は櫟陽宮で亡くなられた。楚王や梁王が入朝して葬儀が執り行われた。／八月、すべての諸侯王に太上皇の廟を国都に立てさせるよう命じた。

諸侯王が長安に入朝して一同に会し、太上皇と高祖を中心に、親しく宴会を開く。太上皇の死には息子である楚王劉交だけでなく異姓諸侯王の梁王彭越まで、葬儀に駆けつけている。そして、その葬儀からひと月後、高祖は太上皇廟を諸侯王の国都に置いた。これが漢帝国の創立間もないころの、太上皇・高祖と、異姓・同姓の諸侯王たちとの関係だった。ここでは、太上皇や高祖を結節点として、皇帝と諸侯王、宗室が強い絆で結ばれている様子が窺える。その中で、絆を新たにする重要な役割を果たしているのが、諸侯王の入朝とそのときの宴会であり、その流れの中で郡国廟がはじめて置かれたのである。

先に見た二つの制度のもつ機能のうち、漢初において重視されていたのは、皇帝と諸侯王との紐帯を維持、強化するものだった。漢帝国の草創期に開始されたこれらの制度は、歴史的に見れば言説化された古制の実践であるが、そこに皇帝と諸侯王との血縁的紐帯という要素を盛り込み成立したものが、漢初における郡国廟と諸侯王入朝制度だったのである。天下支配に必要な装置として、当時言説化されていた制度を実行に移しただけでなく、そこに皇帝と諸侯王、宗室劉氏の絆という要素を持ち込んだことこそ、漢初の郡国廟と入朝の大きな特徴だったといえるだろう。

またこのことは、諸侯王として帝国の分割統治の一部を担っていた宗室劉氏が、漢初の統治体制の中で重要な役割を果たしていたことを示している。これまで諸侯王の存在は、皇帝権力に対峙する政治権力としての側面が重視されてきたが、あらためて皇帝の父系分族・宗室としての存在意義を問われなければならないだろう。以て爾後の課題としたい。

註

- (1) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』(汲古書院、二〇〇〇)。
- (2) 拙稿「郡国制の再検討」(『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五)。
- (3) 守屋美都雄「前漢の郡国廟に就いて」(『地理歴史研究』第一五巻第四号、一九三八)、板野長八「前漢末における宗廟・郊祀の改革運動」(『中国古代における人間観の展開』所収、岩波書店、一九七二)、金子修一「中国―郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(『東アジアにおける日本古代史講座』第九巻 所収、学生社、一九八二)、保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容―漢的伝統との対立と皇帝観の変貌―」(『歴史と方法三 方法としての丸山眞男』所収、青木書店、一九九八)、鷺尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文学』第五七七号、二〇〇二)。
- (4) 守屋美都雄「前漢の郡国廟に就いて」(前掲)では、高祖や文帝の行幸先、さらには武帝の行幸先についても詳しく検討されている。
- (5) 『漢書』武帝紀「(建元)六年春二月乙未、遼東高廟災。」
- (6) 『史記』呉王濞列伝には、呉楚七国の乱の際に、反乱側が「宗廟を焼き、御物をかき函め」たとあり、如淳は、この宗廟は郡県にある宗廟である、と解釈する。諸侯王国にある宗廟やその調度品に関する数少ない記事のひとつである。
- (7) 守屋美都雄「前漢の郡国廟に就いて」(前掲)。
- (8) 板野長八「前漢末における宗廟・郊祀の改革運動」(前掲)。
- (9) 鷺尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(前掲)。
- (10) 保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容」(前掲)。
- (11) 鷺尾氏が、太上皇廟の設置の意図を別けて考えるのも同様の視点からであろう。
- (12) 皇太子であった劉啓(後の景帝)と呉の太子とが博をして争いになり、誤って皇太子が呉太子を毆殺してしまう事件。その屍

を呉に送ったところ、劉濞は「天下がすべて劉氏のものであるなら長安で死ねば長安で葬ればよいものを。」と激怒し、それ以来、劉濞は病と称して入朝しなくなつた。事態を重く見た文帝は、劉濞の高齢なのを理由に入朝を免除するとして、事態の收拾をはかつてゐる。『漢書』荊燕吳伝参照。

- (13) 戦国後期における入朝に関しては、大榑敦弘「統一前夜―戦国後期の「国際」秩序―」(『名古屋大学東洋史研究報告』第一九号、一九九五)に言及がある。

- (14) 『史記』呂后本紀「太后迺恐、自起泛孝惠厄。齊王怪之、因不敢飲、詳醉去。問、知其酖、齊王恐、自以為不得脱長安、憂。齊内史士説王曰「太后独有孝惠与魯元公主。今王有七十餘城、而公主迺食敖城。王誠以一郡上太后、為公主湯沐邑、太后必喜、王必無憂。」於是齊王迺上城陽之郡、尊公主為王太后。呂后喜、許之。迺置酒齊邸、樂飲、罷、歸齊王。」

- (15) 『漢書』高帝紀下に高祖六年(前二〇一)のこととして、「上櫟陽に歸り、五日ごとに一たび太公に朝す。太公家令、太公に説きて曰く「天に二日亡く、土に二王亡し。皇帝は子たるも雖も人主なり。太公は父と雖も人臣なり。奈何ぞ人主をして人臣を拜せしめんや。此くの如くせば、則ち威重行なわれず。」とあつて、この時にも、皇帝と宗室の間での家人の礼が問題となつてゐる。

- (16) 春秋時代の朝聘については、小林伸二「春秋時代の朝聘外交」(『国士館大学教養論集』第五三三号、二〇〇三)参照。

- (17) 『孟子』の資料的価値については、吉本道雅「孟子小考―戦国中期の国家と社会―」(『立命館文学』第五五一号、一九九七)参照。

- (18) 安部健夫「中国人の天下観念―政治思想史的試論―」(『元代史の研究』創文社、一九七二)。

- (19) 松井嘉徳「経巡る王」(『古代王権の誕生』I東アジア編、角川書店、二〇〇三)。

- (20) 松井嘉徳「経巡る王」(前掲)では、始皇帝の巡狩を言説化された巡狩を実行に移したものと評価してゐる。